

畜産近代化リース協会 から

競走馬育成協会会員  
の皆様へ

# 機械導入は「リース」 をご検討ください!

## 畜産リース利用の5つのメリット

### 1 自由な 機械選定

ご自身で機種・販売業者を  
選定し、自ら価格交渉!  
部分のみの貸付や  
中古機械もOK!

### 2 手持ち 資金の確保

リース料支払いにより、  
負担の平準化、初期費用  
を抑え運転資金を確保

### 3 低利で わかりやすい 支払額

機械代金以外は貸付利子  
(年率0.7%)と保険料のみ!  
頭金・サービス料・  
手数料なし!

### 4 広範な リース対象

畜産に関する機械・設備  
であればOK!  
設置工事費・運搬費  
等の諸経費も対象!

### 5 動産総合 保険の加入

機械の事故に備えて!  
加入一括方式のため、  
保険料率が割安!



# 貸付機械・設備について

畜近リースは、畜産に関する機械・設備であればOK!

自給飼料の生産、草地の造成等に必要な機械・設備(トラクター、ロールベアラー等)だけでなく、育成馬の運動・健康管理や輸送のための機械・設備(ウォーキングマシーン、トレッドミル、暑熱対策の冷房設備、馬運車等)も幅広く対象となります!



ウォーキングマシーン



トレッドミル



暑熱対策(ミスト)

## 特認協議について

1 競走馬育成協会の会員の方が、畜産近代化リース協会のリースを利用するためには、リース可能な経営状況かの確認(与信審査)を経て「特認借受者」となることが必要です。

1

会員(申請者)は、競走馬育成協会に対して特認協議書を提出



2

この際、自らの経営状況等を証明する※資料及び貸付機械設備の※資料を提出

※資料とは

- 法人 定款・規約等、直近3年間の事業報告書及び決算書類、パンフレット等事業の概要がわかるもの
- 個人 現在の経営規模がわかるもの、確定申告Bの第1表及び青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書) 税務署発行の納税証明書(その3(未納の税額がないことの証明))
- 法人 個人共通 販売業者の見積書及びカタログ(設計図)

3

競走馬育成協会は、会員(申請者)が提出した特認協議書に自らの意見書を添付して畜産近代化リース協会に書類を送付し、畜産近代化リース協会が与信の可否を判断

4

畜産近代化リース協会は、与信の可否を会員(申請者)に通知、特認が承認された場合は改めて貸付申請を行う  
◆貸付申請に際して、法人経営の場合は2名以上の連帯保証人、法人経営となっていない場合は債務保証措置(金融機関、取引先法人、連帯保証人等)に関する書類を準備

2 特認の協議は、原則としてリース機械施設ごとに行います。

複数の機械を同時にリースする場合は、1回の協議でOK  
時期をずらしてリースを受けようとする場合は、その都度協議が必要です。  
※同一年度であれば添付書類の省略が可能になる等により負担を軽減します。

詳しくは、競走馬育成協会  
または、畜産近代化リース協会に  
ご相談ください。



公益財団法人  
畜産近代化リース協会  
このチラシに関するお問い合わせ先  
TEL03-3584-0861



HPはこちら